匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会会議録

日 時 令和2年6月2日(火曜日)午後3時03分開議

場 所 第2委員会室

会議に付した事件

- (1) 今後の進め方について
- (2)会議録の公開について

出席委員等(8名)

 委員長
 浅野勝義君
 副委員長
 林 明 敏 君

 委員宮内康幸君
 " 平 山 政 利 君

 " 行木光一君
 " 佐藤 悟 君

 " 田村明美君
 議長石田勝一君

欠席委員(0名)

事務局職員出席者

事務局長増田善主 幹山﨑利男主 査川島誠二

開議の宣告(午後 3時03分)

○浅野勝義委員長 皆さん、こんにちは。

本日、ただいまの出席委員数は7名であります。よって、定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。

ただいまから匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会を開きます。

各位の御協力をよろしくお願いします。

○浅野勝義委員長 本日の議題につきましては、1、今後の進め方について、2、会議録の公開について、であります。

なお、招集の通知では、1、会議録の公開について、2、今後の進め方について、として おりましたが、議題の順序を変更させていただきますので、御了承願います。

多少1、2が重複する面があるかと思いますが、その点踏まえて御協力いただきますよう よろしくお願いします。

ここで申し上げます。

議長のお計らいで、家畜保健衛生所建設についての陳情の原本が手に入りましたので、委 員の皆さんに御覧いただきます。

時間は大体10分程度を予定しております。よろしくお願いします。

〔陳情回覧〕

○浅野勝義委員長 それではよろしいでしょうか。

これより、議事に入ります。

(1) 今後の進め方について、を議題とします。

私より説明申し上げます。

皆さん、御案内のとおり、まず1点目として、本年2月7日の阿井証人の議事録が同5月14日に公開されました。これに対し、ここで委員長談話という形式を取らせていただき、私のほうからお話しをさせていただきます。その後、委員の皆様からお考えをお話しいただく場を設けたいと思います。

初めに改めて確認しておきますと、地方自治法第100条に基づき設置された当調査特別委員会に付託された事項は、令和元年9月26日の市議会定例会における栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認です。

それは令和元年9月10日に苅谷進一議員が阿井県議会議長と面談した際、阿井議長に県の家畜保健衛生所建設計画について太田市長の考え、立場をどのように述べたか。2ページ以降に反対署名簿をつけた陳情書に関する事実内容の確認です。

委員会報告もこの2点につき、委員会で確認した事項を議会に報告することになります。

当委員会は、これまでに県からの回答書等々、一定の資料を収集・調査し、また、栗田剛 一議員、宇野裕県議、太田安規市長、阿井伸也県議会議長、苅谷進一議員の証人喚問を行っ てまいりました。

これまでの調査から、まず陳情書については99%の地元地区住民が反対ということでしたが、死亡者や市民でない方、市民であっても今泉浜地区の住人でない方の署名が相当程度あり、これらの明確な問題事例を排除すると反対率が8割台に落ち込む、落ちること。さらには同じ字で複数の名前が書いてあり、本人の同意を本当に得ているか疑わしいものが相当数あるといった、極めて重大な問題があることが判明いたしました。

たまたまですが、私はこの死亡者の家族の方を存じ上げていて、先日その御家族の方と話す機会がありました。

そのとき私のほうから「あなたのところのおばあちゃんは、数年前にお亡くなりになっていますよね。その方の署名もあるから、おかしいと思ったのでお尋ねいたしました」と申し上げましたところ、御本人いわく「おばあちゃんは3年前に亡くなっているので書けるわけがない」「筆跡がうちの家族のものではない」「名前の表記が違う」、名前の表記が違うというのは名前の字が違うということです。「念のために家族一人一人に見せて確認いたします」「大至急調べますから、少し時間をください」とのことでした。

私は自分の携帯番号をその方にお伝えし、御連絡をくださいとお願いいたしました。すると、その数十分後に連絡がありました。その内容は驚いたことに、御家族のどなたもこの反対署名簿の話自体聞いたことがなく、サインしたことはもちろん、代筆を了解したこともないということで、大変驚くと同時に、非常に憤慨をされておられました。

これは県に提出する重要な反対署名簿について、偽造の署名で提出されたということにもなりますので、極めて重大なことと言わざるを得ないと思います。

以上で、署名簿について、私の所見の概要と一部調査の結果の報告といたします。

それではここで、当委員会の今後の進め方について、委員の皆様の御意見がありましたら 御発言ください。

はい、田村委員。

〇田村明美委員 今後の進め方ということなので、この間証人喚問を続けてきましたが、そこ を踏まえてということで、意見を述べさせていただきます。

2月7日の県議会議長、阿井伸也氏の証人喚問の中で、阿井議長を苅谷議員ともう1人の 方がお訪ねして、建設反対の陳情署名簿をお渡しして説明をしたという中で、どういった苅 谷議員からの説明だったのか、申入れだったのかということが焦点になったわけなんですが、 2月7日の証人喚問の中で宇野裕県議会議員とのやり取り、事前に阿井議長の前に宇野裕県 議会議員の証人喚問を行っていますので、それを踏まえた上での問いですので、苅谷議員が どういう話をしたのかということであったわけですよね。

宇野裕証人が阿井証人に直接電話をして確かめたというのが議事録にも載っていますが、 そこで2つ3つあるわけですよね、ポイントが。

1つは……

○浅野勝義委員長 田村委員に申し上げます。

この後ですね、2番目として証人喚問の話は話題とさせていただきます。

- 〇田村明美委員 分かりました。
- **〇浅野勝義委員長** 議題として取り上げさせていただきますので。
- ○田村明美委員 はい、それは省略します。
- ○浅野勝義委員長 その辺がちょっと。よろしく。
- ○田村明美委員 はい、分かりました。

それでね、署名簿の扱いというか位置づけなんですけども、阿井証人と苅谷議員との証人 としての発言のやり取りで、証人としての発言に食い違いがあるわけですね。

阿井証人は、苅谷議員が陳情署名を持ってきたと。その陳情署名が地元住民が反対だということで、非常にこれは重いことだっていう位置づけをされたんですね。それが実際に発言として残っていまして。

えーとですね、ちょっとごめんなさい。申し訳ないです。すいません。

阿井証人ですが、私がこの署名簿を見せられたときに立地する地元の住民の方がですね、 99%反対しているということが事実であれば、おそらく市長さんとしても賛成はできないだ ろうなというふうに感じました。今回一番大切なものはこの陳情書だというふうに私は思っ ていますと証人喚問の中で発言されています。

ということは、署名簿、陳情署名というのが阿井証人にとって、非常に重要な、これは大変なことだというふうに思われたものだと思うんですね。

そうすると、その反対の署名というのというのは非常に大事なもので、反対して署名されたお一人お一人、一筆一筆が住民の方のはっきりした意思の表れと。反対であるというふうに思われたと思うんですね。

そこで今、浅野委員長の独自の調査により死去されたこと、その家族も知らない中で住所、 氏名が署名として記載されていることとかということで、ちょっとこれはもっと詳細な調査 が必要なんではないかというふうに思いました。

それから、この署名に携わった、署名お願いしますと積極的に中心となって行われた方が誰なのか。その中でも責任を持った代表となる方が誰なのかっていうのが、やっぱりはっきりしていないんですね。苅谷証人が代表ですかというのを苅谷証人の喚問のときに問いましたが、そこがちょっと曖昧であったと。

それで、市民の方で協力者というのか代表者というのか、戸谷さんという方と山口さんというお二人の名前が苅谷証人の口から発言がありまして、じゃあその戸谷さん、山口さんという方が中心になったならば、この署名の在り方っていうのはね、どういう行われ方したのか。できれば証人としておいでいただいて、喚問が必要ではないかというふうに思います。 今後の在り方ということで、ひとつ提案させていただきたいと思います。

- ○浅野勝義委員長 そのほか、御意見ありますか。
 - 行木委員。
- ○行木光一委員 栗田発言によってですね、この100条委員会が設置されたというふうに認識 しております。その中で、栗田発言の中にですね、署名された方々の真意を再確認しなけれ ばならないというようなことも言っているわけです。

ですから、このですね、署名簿の再確認は必要であると思っております。これが抜けてしまったら百条委員会がですね、世間で笑われ者になっちゃう。その一つの作業がなくなってしまったら、やはりここできちんと委員全員がですね、500名くらいの方でしたね。ぜひ会ってですね、確認をして、やはりきちんと結果をですね、皆さんに知らせなくちゃいけないということになると思いますので、この署名簿の確認作業はですね、皆でやるようによろしくお願いします。

○浅野勝義委員長 今、田村委員から、また行木委員のほうから調査をしろと、するべきというような意見だと思いますが、そのような意見が出されました。

そのほか、委員の皆さん。宮内委員、どうですか。 はい、どうぞ。

- **〇宮内康幸委員** 取りあえず、ある程度そういった内容的な8割ぐらいしかなかったということ、また本人の確認を得ているかは不明だというようなところまでが、調査が進んでいるので、それについてはもうこの程度でとどめてはどうかなというふうには思うところであります。
- **○浅野勝義委員長** そうすると、今後この署名簿の調査については必要なしというお考えですか。
- **○宮内康幸委員** 逆にさらに調べていく、先ほど田村さん、行木さんからあったようなところまでも確かにあるのかもしれないんですけど。

一応ちょっとそういうふうに自分は考えました。

- **○浅野勝義委員長** というのは、どういうような意味ですか。
- **〇宮内康幸委員** だから、特段これ以上、さらに一人一人に会ってというまでしなくても、このくらいでよろしいんじゃないかなというふうに思います。
- ○浅野勝義委員長 はい、分かりました。
 次に平山委員、お考えがあれば。
- ○平山政利委員 今ですね、今泉地区、いわゆる99%。この前、苅谷議員がここに証人で来た ときに、やはり22人ですか、亡くなった人とかがいたってことで。

また、この署名簿を集めた、要するにこの署名の集めた人っていうのは、さっき田村さんが言った戸谷さんと山口さんか、その両名が集めて。中には筆跡の同じ人もいたってことで。ですから、私はこれ完全にやるんであれば、その両名を呼んでもいいような気もしないでもないです。

ただ、さっき宮内委員が言ったようにですね、ここまでもう調査が進んでいるので、もう これ以上はいいのかなっていうのも。だから、半々ですね。まあ半々というとずるい考えな んですが、うん。そういうような考えです。

○浅野勝義委員長 だから両方の思いがあるということですね。 佐藤委員、いかがですか。

〇佐藤 悟委員 はい。

自分の考えはもう一貫しているわけだけれども、それはどういう意味かっていうと、最終的に何が目的なんだということを考えて。今問題が出たんだから、それを追求していく。そしたらこっちから出たから追求していく。結論を、何を求めてそこまでやっていかなけりゃしょうねえだなと。

それよりもという考えで、俺は終息したいと。そのように考えます。

- ○浅野勝義委員長 終わりにしたいと。
- ○佐藤 悟委員 終わりにしたいと。そうでねえと、結局今度は、ほら今名簿の誰だっけ。何人か、今2人とか名前が出たけど。それ呼んだところで、じゃあ何が。苅谷の偽証罪を追求するためにやっていくか。そうでなかったら栗田の偽証罪を追求してやってくか。

その結論を持っていかないで、ただ来て調べてやったって、結果的には苅谷に頼まれましたという言葉で。

例えばよ、証人として呼んだとしたら。呼んだとしたらその言葉でもう一件落着。もうその証人の意味は終わりだなと。そうなったら、じゃあ次あじょうしよっかってやったら、結局時間がだらだら稼いじゃって、俺は結果的には何の意味でこれ、こうなってんのかなと。

俺、今日ちょっと見たけっと、10回にもなってるわけだ。その間に証人が各あれから出て きて、最後に苅谷のあれでおしまいにしようかなとしてもらいてえなという思いがあったも んだから。

もうそれ以上、証人を呼んだところで結果は見えてるんじゃないかなと。私はそう思う。

- ○浅野勝義委員長 そうしますと……
- 〇佐藤 悟委員 やんなくていい。
- ○浅野勝義委員長 調査の必要はないと。
- **〇佐藤 悟委員** ないということ。
- ○浅野勝義委員長 ないということですね。
- 〇佐藤 悟委員 うん。
- **〇浅野勝義委員長** 林委員、どうですか。

はい。

〇林 明敏委員 一応副委員長という立場なんですが、私が苅谷議員をその件で尋問させていただいたので、お話しさせていただきますが。

根本は県の議長室、県の議長というとあれですね、知事と同格の。その議長室に持ってって、千葉県知事と議長にその書類を渡したと。そのような重要な書類を渡すことで、その渡 した中に間違ったものがあると。

これは大変なことだと私、この前質問させていただきました。

私の記憶だと、先ほど田村さんが言ったように、その集めた代表は戸谷喜子男さんと山口 さんという女の人っていうような。ちょっと記憶定かでないんですが。そのようなことをそ こで述べてます。

で、苅谷議員は私は代表ではないと。

佐藤委員が言ったように、これ代表だと言えばね、それでもう多分終わりというような。 多分代表でないかなと私は思って質問させていただいたから、あの段階で代表だと言ってい ただければ、それはそれで正しい回答だったというような気がするんですよね。

それは言っていただかなかったことと、その中の大事な文書の中に、委員長言ったように全然頼まれてもないし、書いたことないというような方がいること。もうちょっとこの文書について、ほかにもそのような方がいて。先ほどだと単純に80%、下手すると70%、60%になる可能性もありまして。

できればそのような調査と、平山委員が言ったように筆跡が同じというようなことも。そ こらもちょっと鑑定するような、そういうような調査も私は。その真偽性もね、重要な書類 だっつうことを鑑みて、そのような調査をしたらいいんじゃないかと私は思います。

以上です。

〇浅野勝義委員長 分かりました。

ただいま皆さんの御意見伺いました。

ここで、採決をするとすればですね、証人喚問を含めた調査をすることが可決されるということは、これはもう火を見るよりも明らかだということは皆さん、御理解いただけると思います。

この点は当職も重く受け止めさせていただきますが、6月議会、目前に迫っております。 また、その他のいろいろな観点も鑑みさせていただきましたときにですね、いかがなもの でしょう、この処遇は当職の預かりとさせていただきたいと思います。

さらに申し上げるならば、正副に御一任という形を取っていただきたく思いますが、皆さん、いかがでしょう。

これ採決したらね、もうこれは調査ということになっちゃう。分かってます、分かってます。分かってると思います。ですから、これはちょっと採決、ここであえてしないでね。で、ちょっと我々正副に一任させてくれというような形で皆さんにお願いをしたいんですが。いかがなもんでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐藤 悟委員 それは正副に一任、これは私も了解します。

ただ一つ、ちょっと考えといてもらいたいのが、例えばこれで今、林委員が言ったみてえ

に、99%の人が賛成といって議長室に持ってったと。ところがそれが80%になってたと。ところがそれがなったあつのが分かったところで、結果的にはもう調査、今まで調査してあるわけだ。それで苅谷がそれを「おんらあ知らなかった」ということで、口答を下げたもんだ。この前の証人尋問で。

で、それが今度は正式にほれ見ろって、75%しか残ってなかったとなったときに、じゃあ 苅谷に対しての罰則の持っていき方はあじょうすった、おい。みんな委員に質問されたとこ ろで、はっきり言って困っちゃう問題ができっちゃあだよな。それでなおさら、おめえの言 ったのは間違ってたどと。99%の人が賛成だった。ところが実態は75%だったでねえかと。 現実にそれが分かったときに、大将にもう一回尋問して、そこで議員辞職するものなのか。

これは一つの話としてね。そうやって先に進むべき。やっぱし委員としては結論はある程度持っておかねえと。実態はこうであっただよでは終息の、終わりのない、だらだらの結論が出っちゃうじゃないかなと。俺はそのように考えます。

これは委員長、副委員長に一任は、私は惜しみません。それは賛成します。

ただ、そういうのが出たときにどうするんだということの解釈は、これは俺、難しい選択なのかなと。大変な役職だなというように自覚します。

○浅野勝義委員長 今、佐藤委員が言われるように、我々好き好んでこんなものやっているわけじゃなくて、大変な役目、役回りです。

ですけれども、そんな中でやはり正否をやっぱり、正否というよりも証言のね、信憑性を やっぱり確認しなければならないということで、動議を受けて、そのように成り立っている 以上は、これはやはりある程度はっきりさせなければならないという点は、これは理解いた だけると思います。

それで、自分としても今あえてここまでは口に出したくなかったんですが、これでまあ、本来はここで今後の調査も確定するとした場合には、調査の方法によっては、前段副委員長も話しておったようですが、あの時点でほかの人の名前が出てきたわけです。

ですから、これは当然ね、これはもうその人を証人喚問として呼んで、それで信憑性を確認しなければならない。これはもう当委員会としては当然のことであります。

そうするとおのずから誰が代表であって、誰が先頭でこういう事件、こういうことが起き たのかということが、おのずから分かってくるわけであります。これはもう、必ず真実はこ れはもう証明されます。

しかしながらですよ、そこまであえてという思いが私にはあるんですよ。

ですから当職に一任という形でどうでしょうか、皆さん、という形でお願いしてるわけです。

これはあのね、この後も出てきますけども、議会としてはね、この100条の原則としては、これはもしも疑義があった場合。仮にですよ、偽証があった場合、これは議会として告発できるではないんですよ。議会として告発しなければならないんです。100条にこのようにうたってあります。

ですからその辺、皆さん御存じかどうかということなんです。

これは議会の義務なんですよ。告発することが義務というようにうたってあります。

ですからその辺をね、踏まえて御発言をいただきたいと思います。

あえてそこまでは発言、自分はしたくありませんでしたが、その100条の意味合いが御理解いただけてない委員もおられるかと思いましたもんで、あえて。

これまた後段にね、これに対する説明をさせていただきますが、取りあえず前もって皆さんの念頭に、頭の中に置いといてください。

これは100条にうたってあります。

ですから、告発することができるということでなくて、告発しなければならないとうたっています。告発することが義務であるというふうにうたってあります。法律です。

ですからその辺を頭に置いて発言をしていただきたいと思います。

ですから、もう一度繰り返し申し上げます。

本件につきましてはですね、いろいろな御意見を伺いました。繰り返しになりますが、これは私としてもこれはもう採決すれば、調査ということが目に見えて明らかでございます。 でありますが、諸般の事情を鑑みた場合にここはひとつ、正副にひとつ預けていただけないかというお願いであります。

再度皆さんにお諮りいたします。

このような私、当職の思いでございますが、皆さん、これについて御賛同いただけませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 じゃあ異議なしということですので、皆さんどうですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 じゃあそのような形で取り計らいさせていただきます。

それでは今いただいた御意見等を踏まえて、正副委員長で相談して進めていきたいと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、2番に移ります。

〇浅野勝義委員長 会議録の公開について、を議題とします。

令和2年2月7日開催の本委員会会議録について、令和2年5月14日の前回委員会終了後 に公開をいたしました。

併せて、令和2年4月15日及び令和2年5月1日開催の本委員会会議録も公開いたしましたので、御報告いたします。

さて、本件の重要なポイントの一つとして、また私の談話を踏まえて申し上げます。

苅谷議員と阿井議長の面談の際、苅谷議員が阿井議長に対し、太田市長も県の家畜保健衛 生所建設に反対の立場であると述べたか否かの問題についてお話しさせていただきます。

第一に、当委員会の証人喚問における宇野県議の証言があります。

宇野県議は、偽証の罰の告知を受け、真実を述べると宣誓し、さらに、間違いがあれば議員を辞職するぐらいの気持ち、覚悟でいると宣言するとまで言われました。これは非常に重いことだと受け止めています。

その宇野県議の証言によれば、太田市長から県の意向の事実確認を要請された宇野県議が、 苅谷進一議員が阿井県議会議長と面談した令和元年9月10日から、間がない県議会開催日の 13日か20日に直接阿井議長に議長室で面談をし、9月10日に苅谷議員と面談した際、苅谷議 員から地元の市長が設置に反対していると述べたかどうか確認したところ、阿井議長は「苅 谷さんからは出ました」という答えだった。さらに、同じ9月24日に電話で話したときにも 再確認したと明確に述べておられます。

そして何より、9月24日のお二人の電話録音が残っております。

その中では宇野県議からの「地元の市長が反対しているというような話も阿井議長聞いた でしょう」という質問に対し、阿井議長が「苅谷さんからは出ました」。

さらに宇野県議からの「地元の市長も反対していますよ、ということで」という質問に対し、阿井議長は「そのような、それに近い言い回しだったと思います」。

さらに宇野県議からの「そのまま苅谷議員が言った市長も反対しているみたいですからということで、単純に伝えただけですよね。それはね」との質問に対し、阿井議長は「そうです。特には。はい」と述べております。

さらに県からの公式な回答書を頂いております。

まず、半田県農林水産部長の回答書によると、令和元年9月10日に阿井議長に議長室に呼ばれ、議長から「市議会議員からの署名を預かった。知事に宛てたものではあるが、部長に渡しておく。なお、市長も反対しているということだ」という趣旨の話があったと明確に回答されております。

また、井出畜産課長の回答によると、同じ日に井出畜産課長が半田農林水産部長に呼ばれ、「市長も反対している」との説明を受けた。市長が反対となると、整備を進めるのは難しいのではないかと思う。そこで近藤畜産課副課長に匝瑳市に確認するように指示をしたと回答されております。

そして、近藤畜産課副課長によると、同じ日、近藤畜産課副課長が井出畜産課長から市長 も反対していると説明を受け、匝瑳市に真意を確認するように指示を受け、当日、匝瑳市産 業振興課の塚本課長に架電して、市長の意向を確認したと回答されています。

このような公文書による3名の県職員による当日の阿井議長発言の明確な回答があるわけです。

以上を前提に、本年2月7日、阿井議長を証人にお呼びして証言いただきました。

阿井議長は先ほどの半田部長の回答書を事前に確認しているわけですが、証人喚問に至るまで半田部長に自分が述べたことと違うと伝えたことはないとのことでありました。

次いで宇野県議との会話ですが、9月の県議会の開会日、宇野県議が議長室に来て、苅谷 議員の話の内容を尋ねられた。

その後の電話で「苅谷議員の発言について、要は市長も反対のような話だったのか」と尋ねたのに対し、「そうですねと、私はそのように受け止めておりましたのでお答えをしました」「話を総合して、そのように受け止めたということです」と証言されました。

証言の終わりのほうでも阿井議長は「この反対というような、また、それに近い言い回し ということは事実だというふうに思います」。

さらに私からの「証人はこの市長も反対していることだという趣旨を半田部長に伝えたということですね」という質問に対し、「はい」と証言されました。

苅谷議員の証人喚問も行い、苅谷議員は市長も反対していると述べたことを否定されておりますが、問題の発言の当事者ですので信用性は大きく劣るところです。

以上からすると、苅谷議員が阿井県議会議長と令和元年9月10日に面談した際、苅谷議員が阿井議長に対し、県の家畜保健衛生所建設計画について太田市長が「反対というような」また「それに近い言い回し」のことを述べたことは間違いないように私には思われました。

これに対し、阿井議長は苅谷議員と長年懇意な御関係のように見え、苅谷議員に配慮して のことかもしれませんが、証言の最後のほうで「『市長も反対だ』ということは、私は苅谷 議員からは聞いておりません」と否定されました。

私には阿井議長は真実を述べる義務のある証人として、事実とは異なることを述べたといえ、偽証ではないか。

また、当調査特別委員会は匝瑳市議会から付託を受けて設置された委員会であり、その証 人喚問においてこのような証言をすることは、匝瑳市議会に対する侮辱ではないかと考えら れました。

参考のために、先ほども申し上げましたが、繰り返し申し上げます。

地方自治法第100条によると、偽証があった場合、議会は告発することができる。もう一度申し上げます。偽証があった場合、議会は告発することが「できる」ではなく、「告発しなければならない」。つまり「義務的なもの」として規定されております。

以上であります。

ここで委員の皆様の御意見があれば、御発言をいただきます。

ここで暫時休憩を取ります。

午後 3時58分 休 憩

午後 4時06分 再 開

○浅野勝義委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで委員の皆様の御意見があれば、御発言いただきたいと思います。

はい、田村委員。

〇田村明美委員 さっきね、ちょっと先走って始めてしまったんですが。

今までの証人喚問を踏まえて、何といっても阿井伸也県議会議長のところを苅谷証人がも う一人の方と訪ねて、反対の陳情署名簿を渡しながら発言したということで、どういう展開 になってしまったのかというところが一番明らかにされなければならないと、私は思ってい ます。

で、食い違いがあると。浅野委員長から先ほど一通りありましたけども、そもそも栗田証 人の市議会での動議の発言が地元市長も反対しているという趣旨のことを言ってということ で。市長が反対だという言い回しをしたかどうかは別問題にして、そういったことの趣旨の 発言をしてというようなことを言って、それに対して苅谷証人が議会では異議ありと。私は そんなことは一切言ってないということで始まったわけなんですが。

で、それで県議会議長の阿井証人はどうであったのかというと、苅谷議員から地元市長も 反対だということは聞いていないと。ただ、いろんな面で総合的にそういったふうに私は認 識したということなんですよね。

ところが先日の苅谷証人の回答では、そういったことも一切言っていないと。で、署名をお届けして、その署名の説明をしただけだといったようなことにとどまっていると思うんですね。

で、どうしても、なぜじゃあ県議会の議長で県の部長を呼び寄せることもできる立場の阿 井証人が、これは地元が大反対している、市長も反対だろうと思ってしまったのかと。で、 実際に部長を呼び寄せて、そういった動きをしたわけですよね。

ですから、どうしてそうなってしまったのかというところで、端的に言うと阿井証人と苅 谷証人と、どちらかが事実とは違うことなんではないかと思うんです。

で、そこはやっぱり署名がどうであったのか、先ほど提案させていただいた署名の在り方ともども解明されなければ、やっぱり匝瑳市にとっても問題ではないかというふうに思います。

ですので、事実を解明するということで、必要に応じて証人喚問を続け、また、その署名簿の調査も必要ではないかというふうに思っています。

以上です。

○浅野勝義委員長 そのほか、御意見ございますか。

はい、どうぞ。

〇佐藤 悟委員 はい。

刑事事件なら警察が来て調べられたり何かする。だけど、この俺たち委員には追求して調べられる、調べて証拠が出るまで結果的にはできるかというのが、俺一番懸念なんだよな。

今、田村氏が言っている意味分かるよ。おい、ちょっとおかしなことになってってねえか。 だからもう1回呼んで、ちょっと調べべえといったところで、話合わせをしてやられたとき には、それ以上の追求ができるかという。俺、それがねえ、一番気になることなんですよ。

早く終わりにしっちゃべえっつったって、終わりにしねえでこのまま12回も15回もやって もいいんだけれども。

今、浅野氏が宇野県議との話し合いの経過を、こらおかしいじゃねえかという意見も出た。 そうだけっと、それを完全におかしいんだと、これはあんた間違ってねえかと、びしっと言 えるだけの。この何つうの、何ていえばいいの。そういうのが俺たちにできるかということ。 それでじゃあ宇野県議を呼んで、もう1回宇野県議の質問状をもう1回見直して、阿井伸 也と2人がここにいて、意見交換、バトルをやるならば内容が分かるけれども。

来て質問したときには、やはりいい弁明をしていっちゃったら、おめえは言ってることが違うんじゃねえかと実際思ったとしても、それに対しての追求論。俺、それが一番ね、ちょっと気になるんですよ。何回開いても。うん。

ま、そういうわけです。

- ○浅野勝義委員長 ほかに意見ありますか。
- **〇行木光一委員** はい、じゃあ一ついいですか、委員長。
- ○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。
- ○行木光一委員 こちら100条調査権、事前説明資料の1っていうの皆さんね、もらいました よね。そこで最終ページ、9ページのですね、(4)虚偽の証言というところがありますね。 こちらが当てはまることでしょうか。委員長、この部分ですけど。
- ○浅野勝義委員長 今、その文書を自分は持ち合わせておりませんけれども、虚偽云々というよりも虚偽かどうかということを、また、真実かどうかということを調査するのが当委員会であります。

ですから、それを結局調査によって判明させるということであります。

ですから原点に返っていただくと、栗田発言に対して事実無根というような形でもって動議が出されて、動議が成立して、その結果、百条委員会が誕生したわけであります。

ですから、その発言の真偽を確認するというのが当委員会の責務であろうと思います。ですから、それに対しての取り調べ。今まで田村委員の御発言、また佐藤委員の御発言もありました。

我々の行えるところは、そのまず真偽の確認だけであります。で、それに対してどのよう な罰則をというのは我々の手から離れるものでありまして、それは今度は司直の手にという ような形になるわけであります。

ですから、その辺の調査をしてですね、当委員会としては最終的に栗田発言の真偽のほどを最終報告という形になるわけでございまして、そのために罰則を当てはめるだけの権利は 我々にありませんし、また、そういうような委員会でもありませんので、その前提としてで すね、やっぱり調査をするということでありますので、その辺は御理解いただきたいと思い ます。 ほかに質問ございませんか。

はい、どうぞ。林委員。

○林 明敏委員 今ちょっと、委員長の述べてる趣旨をちょっと私の考えで理解したんですが、 阿井議長の議事録が今度公開されて、私らは前にも見たからよく分かってるんですが、根本 は阿井議長がいろんな農林水産部長の文書と宇野県議の録音とか、ていうことで、証人来た ときには前半はそのような言い回しの、苅谷さんが市長が反対だよという言い回しの話はし てたって前半で大分述べてたんですよ。

で、何だか知らないけど、最後だけそんなことはなかったと。前半と後半ですごい阿井議 長が変わって、どちらが正しいかは分かんないですけど。

まあ、私が思うのは、どちらかが、その中で二つ言ったんですよね。どちらかが虚偽になるんじゃないんですか。先ほどのちょっと文章だと。と私は感じました。

以上です。

○浅野勝義委員長 前述しましたけども、これまでの証人喚問においてですね、私には阿井議長は真実を述べる義務がある証人として、事実とは異なることを述べたといえ、偽証ではないか。

また、当調査特別委員会は、匝瑳市議会から付託を受けて設置された委員会であり、その 証人喚問においてこのような証言をすることは、匝瑳市議会に対する侮辱ではないかと考え られました。

以上であります。

そのほか質問ありますか。

ないようですので、これで(2)の議題について終わります。



- ○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。
- **〇佐藤 悟委員** 先ほど委員長、副委員長に今後のがを一任ということにして結論が出たんだ から、後はそっちで段取りつけて。

もう一回阿井伸也議長を呼ぶものなのか、それとも署名した人らを呼ぶものなのか。それ とも呼ばねえで、もうそのままにするものなのか。後日分かったらまた報告いただいて。

結論は要するに、2人に委任するということにしてありますもので、私はこれでおしまい にしていいんじゃないかと。そのように思います。

○浅野勝義委員長 先ほどもそのようなことでね、皆さんの御了承を取り付けましたので、あ

えて採決しなかったわけです。

しかしながら、採決したならば必ず調査ということ。採決して調査ということが決定した ら、これやらなくちゃいけないことになっちゃいますもんでね。

それで我々の預かりとさせていただいたわけであります。

その辺はひとつお含みおきいただきたいと思います。

ほかに何かありますか。

○浅野勝義委員長 ないようですので、以上で匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための特別 委員会を終了いたします。

午後 4時19分 散 会

署名

令和2年6月2日

委員長 浅 野 勝 義